



2026 年 8 月 10 日



各位

会社名：AI フュージョンキャピタルグループ株式会社
(コード：254A 東証スタンダード市場)
代表者名：代表取締役社長 澤田 大輔
問合せ先：管理本部長兼財務経理部長 清水 幸雄
(TEL：03-6261-9511)

フランチャイズビジネスインキュベーション株式会社に係る株式取得関連紛争の和解成立 及び完全子会社化に関するお知らせ

当社によるフランチャイズビジネスインキュベーション株式会社（本社：滋賀県、代表取締役：山本昌弘、以下「FBI 社」）の株式取得及び子会社化に関して、当社への株式譲渡（以下、「本株式譲渡」）を行った株主（以下「本譲渡株主」）に対して、「本株式譲渡を行わないこと及び本株式譲渡を目的とする株主総会において譲渡を目的とする議案に賛成しないこと」とする仮処分決定が 2026 年 4 月 10 日付で東京地方裁判所によりなされておりましたが、本日、本譲渡株主以外の株主との和解をいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 仮処分決定から和解に至るまでの経緯

当社は、2026 年 4 月 10 日付「フランチャイズビジネスインキュベーション株式会社の株式取得完了に関するお知らせ」にて開示の通り、同日付で FBI 社の発行済株式の 58.0%を、本譲渡株主から取得し、同社を子会社化致しました。

本株式譲渡に関連し、FBI 社の本譲渡株主以外の株主より、本譲渡株主に対し、株主間契約の存在を主張して、「本譲渡株主は本株式譲渡を行わないこと及び本株式譲渡を目的とする株主総会において譲渡を目的とする議案に賛成しないこと」とする仮処分命令申立が 2026 年 4 月 1 日になされ、2026 年 4 月 10 日付で東京地方裁判所により、本譲渡株主に対して、株式譲渡禁止の仮処分決定がなされました。

当社は、「当該仮処分は、本譲渡株主と本譲渡株主以外の株主との間での株主間契約の条項により上記当事者間での関係での決定であり、本譲渡株主と本譲渡株主以外の株主との間での効力にとどまり、第三者である当社には上記決定の効力は無い」との考えに基づき、当社の正当性を主張してまいりましたが、この度当事者間（本譲渡株主と本譲渡株主以外の株主）で和解の試みがなされました。当社としては、株主の皆様をはじめステークホルダーの方々を鑑み、本件が早期に解決されることが最善であると判断し、当社も当事者となり、当社が保有する以外の FBI 社の発行済株式（発行済株式総数の 42%）を有償で取得することを含む和解を受け入れることといたしました。

2. 和解が成立した年月日

2026 年 8 月 10 日



3. 本件和解の相手方

本譲渡株主以外の FBI 社の株主（早坂直樹氏、株式会社 N&S Partners、加藤秀行氏、及び伊藤光茂氏の 4 者。4 者合計で FBI 社の発行済株式総数の 42%を保有）

4. 和解の内容

本和解により、当社は、本譲渡株主以外の株主が保有する FBI 社の発行済株式総数の 42%を有償で取得し、当社の FBI 社に対する持株比率は 2026 年 8 月 10 日付で 58%から 100%となり、FBI 社は当社の完全子会社となります。なお、和解に秘密保持条項が含まれていることから、取得対価を含む和解の詳細の公表は差し控えさせていただきます。

5. FBI 社の概要

1	名 称	フランチャイズビジネスインキュベーション株式会社
2	所 在 地	滋賀県高島市今津町桜町 2 丁目 1-3
3	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山本昌弘
4	事 業 内 容	フランチャイズ本部運営事業
5	資 本 金	17,500,000 円（2025 年 8 月 31 日時点）
6	設 立 年 月 日	2020 年 9 月 2 日
7	大株主及び持株比率 (2026 年 4 月 10 日現在)	AI フュージョンキャピタルグループ株式会社 58.0% 早坂直樹 19.1% 株式会社 N&S Partners 10.0% 加藤秀行 9.1% 伊藤光茂 3.8%

6. 今後の見通し

本和解により、当社の FBI 社に対する持株比率が 58%から 100%となるため、非支配持分に帰属する当期損益、親会社の所有者に帰属する当期損益に影響が生じます。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上